

藤岡市建設工事等請負業者指名停止等の措置要領

(目的)

第1条 この要領は、建設工事の請負及び調査・測量・設計等の業務委託（以下「建設工事の請負等」という。）の契約の円滑かつ適正な履行を確保するため、藤岡市建設工事請負業者選定要領（平成5年4月15日制定）及び藤岡市建設コンサルタント業務等請負業者選定要領（平成元年4月1日制定）により作成された工事請負有資格者名簿及び測量・建設コンサルタント等有資格者名簿に記載されている者（以下「有資格業者」という。）が工事事故・贈賄及び不正行為等を起こした場合における指名停止等の措置について、必要な事項を定めることを目的とする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の1つに該当するときは、藤岡市工事等請負業者選定委員会（昭和57年訓令第16号。以下「選定委員会」という。）に諮り情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、選定委員会委員長は、建設工事の請負等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

3 市長が有資格業者を指名停止したときは、選定委員会委員長は、建設工事の請負等担当部課長に建設工事業業者等の指名停止処分措置についての通知（様式第4号）をするものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人のあることが明らかになったときは、当該下請負人についても、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が1つの事案により別表各号の措置要件の2つ以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで、又は第4号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで、又は第4号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月）まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び次条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなった

と認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

第4条の2 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は本市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号、第7号又は第9号に該当したとき。
- (2) 別表第2第4号から第9号までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。)
- (3) 別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき(前二号に掲げる場合を除く。)
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。)
- (5) 本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の6第2項。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号から第9号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(第1号又は第2号に該当することとなった場合を除く。)

(指名停止の通知)

第5条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ指名停止通知書(様式第1号)、指名停止期間変更通知書(様式第2号)又は指名停止解除通知書(様式第3号)により通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が建設工事の請負等に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の応急工事その他特にやむを得ない事由があると認められる場合はこの限りではない。

(下請等の禁止)

第7条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が当該契約に係る建設工事の請負等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第8条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止の公表)

第9条 市長は、第2条第1項の規定により指名停止の措置を行ったときは、当該有資格業者の商号又は名称、所在地及び指名停止期間等について公表するものとする。

附 則

この要領は、平成5年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

藤岡市内において生じた工事事故等に基づく措置基準

措 置 要 領	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>(1) 本市発注の建設工事の請負等の契約に係る一般競争及び指名競争入札において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(粗雑工事等)</p> <p>(2) 本市発注の建設工事の請負等に係る工事の履行に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(3) 市内における建設工事の請負等で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>(4) 第2号に掲げる場合のほか、本市発注の建設工事の請負等に係る契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>(5) 本市発注の建設工事の請負等に係る契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(6) 一般工事等に係る契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>(7) 本市発注の建設工事の請負等に係る契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(8) 一般工事等に係る契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2か月以内</p>

別表第2（第2条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が群馬県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(3) 次のア、イ又はウに掲げる者が前2号に掲げる公共機関以外の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>(4) 本市又は他の区域において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事の請負等に係る契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>(5) 本市発注の建設工事の請負等に係る契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事の請負等に係る契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>(6) 他の公共機関の職員が締結した建設工事の請負等に係る契約に関し、一</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>1か月以上2か月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>2か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>3か月以上12か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った</p>

<p>一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>日から2か月以上12か月以内</p>
<p>(7) 本市発注の建設工事の請負等に係る契約に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3か月以上12か月以内</p>
<p>(8) 他の公共機関の職員が締結した建設工事の請負等に係る契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3か月以上12か月以内</p>
<p>(9) 本市発注の建設工事の請負等に係る契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から4か月以上36か月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p>	
<p>(10) 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
<p>(11) 本市と締結した請負契約の工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上9か月以内</p>
<p>(暴力団等)</p>	
<p>(12) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又は有資格業者の経営に事実上参加している者（以下「有資格業者等」という。）が、暴力団等であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまでの期間</p>
<p>(13) 有資格業者等が、業務に関し不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために、暴力団等を使用したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上6か月以内</p>
<p>(14) 有資格業者等が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上6か月以内</p>
<p>(15) 有資格業者等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上6か月以内</p>
<p>(16) 有資格業者等が、暴力団等と知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上6か月以内</p>
<p>(17) 有資格業者等が、暴力団等がその経営又は運営に実質的に関与している業者であること若しくは暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している業者と知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用するなどしているとき。</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上6か月以内</p>

<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>(18) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事の請負等に係る契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(19) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事の請負等にかかる契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(20) 本市発注の建設工事の請負等に係る契約に関し、暴力団等からの不当な要求や介入（以下「不当介入」という。）を受けたとき又は下請その他の当該契約に関する契約の相手方が、不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本市及び警察に届け出なかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
--	--